

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月17日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「当該職員が使用する自動車等の種類及び使用距離に応じ、」を削り、「支給単位期間につき」の次に「、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」を加え、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を、「の額は」の次に「、前2項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1
箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第22条の2中「派遣職員」の前に「第1号に掲げる場合にあつては、」を加え、「長
崎縣市町村職員共済組合が取り扱う貯金の積立金及び遺族附加年金の掛金」を「次に掲
げるものの額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 長崎縣市町村職員共済組合が取り扱う貯金の積立金及び遺族附加年金の掛金

(2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので、広域連合長が定めるもの

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。